人事異動

内閣

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　江崎　典宏
内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室参事官を命ずる

（文部科学省大臣官房参事官）
文部科学事務官　笠原　隆
（文化庁長官官房付）同　水田　功
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室参事官を免ずる（各通）（以上一月十三日）

皇室事項

新年祝賀の儀

一月一日、宮中において、新年祝賀の儀を行われた。

官庁報告

通　運

海事補佐人の登録

海事補佐人の登録を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成二十九年一月十七日

海難審判所長　松浦　数雄

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二四一九	舘山　広利	二八・一〇・一一
二四二〇	阿部　格	〃　・〃　・〃
二四二一	佐々木　将雄	〃　・〃　・〃
二四二二	八角　操	〃　・〃　・二二
二四二三	島村　康雄	〃　・一一・八
二四二四	江尻　史	〃　・一二・〃
二四二五	愛場　俊長	〃　・〃　・〃
二四二六	渡邊　賢	〃　・〃　・二二
二四二七	原田　満	〃　・〃　・〃

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

神戸運輸監理部最低賃金公示第１号

近畿地方交通審議会から神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）、神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に神戸運輸監理部海事振興部船員労政課「郵便番号650－0042兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号」あて提出されたい。

平成29年１月17日

神戸運輸監理部長　秋田　務

近畿地方交通審議会の意見（要旨）

１．神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「245,150円」を「246,500円」に、ただし書の職員「228,700円」を「230,050円」に、はしけ長「245,150円」を「246,500円」に、部員「186,550円」を「187,900円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「177,250円」を「178,600円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．神戸海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「241,400円」を「242,700円」に、部員「179,600円」を「180,900円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「196,800円」を「199,800円」に改正することが適当である。

公　告

諸事項

工場財団

東京都港区赤坂九丁目７番７号パーク・レジデンシィズ・アット・ザ・リッツ・カールトン東京1104**宇根尚秀**の工場財団に茨城県小美玉市堅倉字百里街道付1954番地23他、ＲＯＵ小美玉太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年１月17日

水戸地方法務局土浦支局

東京都世田谷区太子堂三丁目38番１－615号**高島秀行**の工場財団に鹿児島県姶良郡湧水町木場字木場田5548番地鹿児島木場９発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年１月17日

鹿児島地方法務局霧島支局

東京都世田谷区太子堂三丁目38番１－615号**高島秀行**の工場財団に鹿児島県姶良郡湧水町木場字竹牟禮5600番地４鹿児島木場13発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年１月17日

鹿児島地方法務局霧島支局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社オスピス
２．住所　東京都新宿区西新宿７－13－５
３．代表者の氏名　代表取締役　山本　哲也
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第650号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年７月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年１月17日

関東財務局長　小野　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＵＮＩＯＮ　ＧＡＩＮＥＲ　ＪＡＰＡＮ
２．住所　東京都新宿区西新宿６－５－１　アイランドタワー20階
３．代表者の氏名　代表取締役　坂田ゆかり
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1865号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年７月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年１月17日

関東財務局長　小野　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ワールドファンド・パートナーズ株式会社
２．住所　東京都千代田区永田町２－17－５　ローレル永田町314
３．代表者の氏名　代表取締役　岡田　正毅
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円